

# 平塚市・確認申請事前チェックシート

(第一面)

(提出予定先)

平塚市建築主事

指定確認検査機関

令和 年 月 日

		明細地図	(東・西)P . . .
申請者		都市計画	市街化・市街化調整
		工事種別	新・増・改・( )
建築場所	平塚市	消防同意	同意・送付
代理者	TEL - -	瑕疵担保	保効入・供託
		浄化槽	有・無
建物概要	地上 階、地下 階、構造 造	狭あい道路	有・無

\* 上記太枠内を記入してください。

協議課名	手続き事項関係	決定・処理事項	確認印
開発指導課 本館6階	都市計画法開発許可申請 市街化調整区域の建築許可申請 開発事前相談 市街化区域で全体の敷地面積500m <sup>2</sup> 以上の場合 市街化調整区域の建築行為の場合 まちづくり条例の協議	検査済証写し添付 許可証写し添付	
土木部 道路管理課 本館6階	狭あい道路協議申請 ・道路幅員4m未満の場合 道路構造物の改修について	協議済証写し添付	
下水道経営課 本館6階	汚水・雨水の排水方法協議 ・供用開始準備と下水道管理のための協議 下水道事業受益者負担金の確認		
下水道整備課 本館6階	公共下水道事業計画区域 ・公共下水道供用開始区域内の地域で浄化槽を設置する場合 水路等の構造について		
土木総務課 本館6階	市道の道路幅員確認 ・道路幅員4m以上の場合 道路自費工事申請、道路占用許可申請 ・車両出入口に伴う切下げ等協議 排水施設接続許可申請 ・河川・排水路に排水接続を必要とする場合 水路占用許可申請 ・河川・水路に橋等を占用する場合 公共下水道施設工事施工承認申請	許可書写し添付	
道路整備課 本館6階	その他道路協議 ・市道の角地における隅切り設置の協議		
農水産課 本館5階	農業用水路排水管接続申請 ・農業用水路に排水接続を必要とする場合 水路(農水)自費工事申請	許可書写し添付	
社会教育課 本館7階	埋蔵文化財包蔵地内の協議		

## (第二面)

協議課名	手続き事項関係	決定・処理事項	確認印
みどり公園・水辺課 本館6階	敷地内の緑化について		
まちづくり政策課  本館6階	都市計画法第53条許可申請 風致地区条例第2条許可申請	許可書写し添付	
	都市計画の位置確認 敷地が都市計画施設に抵触する場合 敷地が2以上の用途地域等にわたる場合	位置確認写し添付	
	都市景観の協議 景観重点区域内の場合 高さが10m以上の場合	制限解除通知書の写し添付	
都市整備課 本館6階	土地区画整理法第76条許可申請	許可書写し添付	
建築指導課  本館6階	道路確認 法第42条第 項 号( ) 法第43条ただし書許可申請	許可通知書写し添付	
	建築確認申請に係る届出書(近隣報告書) 3階以上又は高さが10m以上の場合	届出書添付	
	地区計画区域内における行為の届出 日向岡地区、五領ヶ台地区、真田地区 東豊田地区、真田・北金目地区 天沼地区、〇ツインシティ大神地区	地区計画区域内における行為の届出副本の写し添付(指定確認検査機関へ確認を提出する場合)	
	建設リサイクル法第10条届出 建築物の解体工事で床面積80㎡以上の場合 建築物の新築、増築工事で床面積500㎡以上の場合		

## 【 事前協議上の注意事項 】

## \* 申請者・代理者の方々へ

1. 事前チェックシートにより関係各課との協議を行い、確認印を受領してください。
2. 確認申請書の提出部数は、正本、副本、副本(消防用)の3部です。
3. 許可や協議関係で、許可証(許可書)や協議済証が発行される場合は、その写しを必ず添付してください。
4. 神奈川県の許可関係等については、神奈川県平塚土木事務所の各担当課と協議してください。
5. 建築確認申請に係る届出書及び近隣報告書は、平塚市建築指導課に用意してありますのでご利用ください。
6. チェックシートのほか各種様式は、建築指導課のホームページでダウンロードできますのでご利用ください。

## \* 平塚市の関係各課へ

1. 平塚市の関係各課の担当者は、決定・処理事項の欄に必要事項を記入又はチェックし、協議が終了した時点で確認印を押してください。

## \* 指定確認検査機関の方々へ

1. 確認申請書の引き受け時に、この事前チェックシートの添付と内容をご確認ください。

連絡先・お問い合わせは

平塚市まちづくり政策部建築指導課

〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号

TEL 0463-23-1111

FAX 0463-21-9769

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machizukuri/kenshi.html>